

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 改良住宅の管理(第2条—第20条)
- 第3章 駐車場の管理(第21条—第25条)
- 第4章 補則(第26条—第31条)
- 附則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この規則は、釜石市改良住宅管理条例(平成9年釜石市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 改良住宅の管理
(入居資格の承認)

第2条 条例第5条第1項の規定による入居資格についての承認の申請は、改良住宅入居資格承認申請書(様式第1号)により行わなければならない。

2 条例第5条第3項の規定による承認通知は、改良住宅入居資格承認通知書(様式第2号)に、不承認の通知は改良住宅入居資格不承認通知書(様式第3号)によるものとする。
(一般入居者の資格の特例)

第2条の2 条例第8条第1項第1号ただし書に規定する市長が別に指定する改良住宅は、ニュータウン改良住宅とする。
(入居の申込み等)

第3条 条例第10条第1項に規定する入居の申込みは、改良住宅入居申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に行わなければならない。

- (1) 入居しようとする者(同居しようとする親族を含む。以下同じ。)の収入の額を証する書類
- (2) 入居しようとする者の住民票の写し
- (3) 入居しようとする者の市町村民税又は特別区民税の納税証明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 条例第11条第2項の規定による通知は、改良住宅入居決定通知書(様式第5号)によるものとする。
(優先的に入居させることができる老人及び心身障害者の要件)

第4条 条例第11条第3項に規定する老人の要件は、公営住宅法(昭和26年法律第193号)第23条第1項に規定する親族がない60歳以上の者又は当該親族のすべてが次の各号のいずれかに該当する60歳以上の者とする。

- (1) 配偶者
- (2) 18歳未満の者
- (3) 60歳以上の者
- (4) 次項に規定する心身障害者

2 条例第11条第3項に規定する心身障害者の要件は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の3の第1款症以上の障害がある者
- (2) 一般身体障害者にあつては、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5の4級以上の障害がある者
- (3) 知的障害者等の精神的障害を有する者にあつては、知的障害の程度が児童相談所の長、知的障害者更生相談所の長等により、重度若しくは中度の知的障害者又は同程度の精神的障害を有していると判定された者
(入居の手続等)

第5条 条例第13条第1項第1号に規定する請書は、改良住宅入居請書(様式第6号)によるものとする。

2 条例第13条第1項第1号に規定する市長が必要と認める書類は、緊急連絡人となる者の本人確認書類の写しとする。

3 条例第13条第5項の規定による通知は、改良住宅入居指定日通知書(様式第7号)によるものとする。
(緊急連絡人の変更)

第6条 入居者は、緊急連絡人が氏名、住所等を変更し、又は死亡し、若しくは特別の事情により緊急連絡人を継続できなくなった場合においては、速やかに改良住宅緊急連絡人変更届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(同居の承認の基準)

第7条 条例第15条の承認は、次に掲げる要件を備えている入居者について行うものとする。

- (1) 同居後における収入(条例第2条第4号に規定する収入をいう。第10条、第12条及び第13条において同じ。)が条例第8条第2号に規定する金額を超えないこと。

(2) 条例第38条第1項の規定による明渡しの請求を受けていないこと。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、条例第15条の承認を得ようとする者又はその同居者が病気にかかっていることその他の特別の事情があると認めたときは、同条の承認を行うことができる。

(同居の承認の申請等)

第8条 条例第15条の承認を得ようとする入居者は、改良住宅同居承認申請書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 入居者との関係を証することのできる戸籍の抄本及び謄本
- (2) 同居させようとする者の住民票の写し
- (3) 同居させようとする者の収入の額を証する書類

- 2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、改良住宅同居承認書(様式第11号)により、入居者に対し通知するものとする。

(同居者の異動)

第9条 入居者は、出生、死亡、婚姻、養子縁組、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに改良住宅同居者異動届(様式第12号)に異動を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、異動した者に収入があるときは、その者に係る収入の額を証する書類を併せて添えなければならない。

(入居の承継の承認の基準)

第10条 条例第16条に規定する入居の承継の承認は、次の要件を備えている者について行うものとする。

- (1) 条例第16条の承認を得ようとする者が、死亡し、又は退去した入居者と同居を開始した日から引き続き改良住宅に居住している者で次のいずれかに該当するものであること。

ア 入居者の入居時から引き続き同居している者

イ 条例第15条の承認を得た者で当該承認を得た日から起算して1年以上経過しているもの

ウ 婚姻、出生又は養子縁組により、死亡し、又は退去した入居者との同居を開始した者で第9条の届出があったもの

- (2) 条例第16条の承認を得ようとする者に係る当該承認をした場合における収入が公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第9条第1項に規定する金額を超えないこと。

- (3) 死亡し、又は退去した入居者が条例第38条第1項の規定による明渡しの請求を受けていないこと。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、条例第16条の承認を得ようとする者又はその同居者が病気にかかっていることその他の特別の事情があると認めるときは、同条の承認を行うことができる。

(入居の承継の承認の申請等)

第11条 条例第16条の承認を得ようとする者は、入居者が死亡し、又は退去した日の翌日から起算して30日以内に、改良住宅入居承継承認申請書(様式第13号)に当該入居者が死亡し、又は退去したことを証する書類、改良住宅緊急連絡人変更届及び第5条第2項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、改良住宅入居承継承認書(様式第14号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(家賃の減免の基準等)

第12条 条例第22条の家賃の減免の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額以内とし、その減免の期間は、1年を超えない範囲内で入居者及び同居者の事情を考慮して認める期間とする。

- (1) 入居者又はその同居者の収入が失職その他の理由により低額である場合 家賃に、収入に応じて市長が別に定める率を乗じて得た額

- (2) 入居者又はその同居者が病気にかかり、収入から治療費を差し引いた額が低額である場合 家賃に、収入に応じて市長が別に定める率を乗じて得た額

- (3) 入居者又はその同居者が災害により損害を受けた場合で収入から当該損害の額を差し引いた額が低額であるとき 家賃に、収入に応じて市長が別に定める率を乗じて得た額

- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である入居者の家賃が同法による住宅扶助基準額を超える場合 当該超える額

- (5) 入居者又はその同居者が病気にかかり、過大の治療費を必要とし、又は災害により著しい被害を受けたこと等により長期にわたり無資力若しくはこれに近い状態にあり、かつ、家賃を支払うことができる見込みがないと認める場合 家賃の全額

- 2 条例第22条の徴収の猶予をする場合において、当該徴収の猶予をする額は、入居者が一時に納付することができないと認められる金額を限度として市長が認める額として、当該徴収の猶予をする期間は、1年を超えない範囲内で、市長が入居者及びその同居者の事情を考慮して認める期間とする。

(家賃又は敷金の減免等の申請等)

第13条 条例第22条の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、改良住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請を承認したときは、改良住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)承認通知書(様式第16号)により申請者に通知するものとする。

(長期不在のときの届出)

第14条 条例第28条(条例第49条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、改良住宅(駐車場)不適用届(様式第17号)により行わなければならない。

(改良住宅の用途外の使用の申請等)

第15条 条例第30条ただし書の承認を得ようとするときは、改良住宅用途外使用承認申請書(様式第18号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、改良住宅用途外使用承認通知書(様式第19号)により申請者に通知するものとする。

(改良住宅の模様替及び増築の申請等)

第16条 条例第31条第1項ただし書の承認を得ようとするときは、改良住宅原状変更承認申請書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を承認したときは、改良住宅原状変更承認通知書(様式第21号)により申請者に通知するものとする。

(収入の申告等)

第17条 条例第32条第1項の収入の申告は、毎年7月末日までに、収入申告書(様式第22号)に入居者及びその同居者の収入の額を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(収入の額の認定等の通知)

第18条 条例第32条第3項の規定により収入の額を認定したときは、当該認定した収入の額及び条例第17条に規定する毎月の家賃の額を改良住宅収入認定額通知書(様式第23号)により入居者に通知するものとする。

(収入超過者の認定の通知等)

第19条 条例第33条第1項の規定による通知は、改良住宅収入超過者認定通知書(様式第24号)によるものとする。

2 条例第33条第2項の規定により意見を述べようとするときは、改良住宅収入認定額(収入超過者認定)更正申出書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申出をした入居者の収入超過者の認定を更正したときは、改良住宅収入超過者認定更正通知書(様式第26号)により当該申出をした入居者に通知するものとする。

(住宅の明渡しの届出等)

第20条 条例第37条第1項の規定による届出は、改良住宅明渡届(様式第27号)によるものとする。

2 条例第20条第2項の規定による還付を受けようとする入居者は、条例第37条第1項の検査を受けた後、敷金還付請求書(様式第28号)を市長に提出しなければならない。

第3章 駐車場の管理

(駐車場の使用の申込み等)

第21条 条例第42条の駐車場の使用の申込みは、改良住宅駐車場使用申込書(様式第29号)に次に掲げる書類を添えて市長に行わなければならない。

(1) 自動車検査証の写し

(2) 運転免許証の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第43条第1項の規定による通知は、改良住宅駐車場使用決定者通知書(様式第30号)によるものとする。

(使用自動車の変更届)

第22条 前条の規定により決定を受けた者が使用する自動車を変更したときは、速やかに改良住宅駐車場使用自動車変更届(様式第31号)に変更した自動車の自動車検査証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(保管場所の証明)

第23条 第21条の規定により決定を受けた者が自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号に規定する書面を必要とするときは、改良住宅駐車場使用許可証明書交付申請書(様式第32号)により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、改良住宅駐車場使用許可証明書(様式第33号)を交付するものとする。

3 市長は、前項の証明書を交付するときは、釜石市手数料条例(平成12年釜石市条例第15号)の規定に基づき手数料を徴収するものとする。

(使用料)

第24条 条例第45条第1項の規定による使用料の額は、別表に定める額とする。

(駐車場の明渡しの届出)

第25条 第20条第1項の規定は、条例第49条において準用する条例第37条第1項の規定による届出について準用する。この場合において、第20条第1項中「改良住宅明渡届(様式第27号)」とあるのは、「改良住宅駐車場明渡届(様式第34号)」と読み替えるものとする。

第4章 補則

(改良住宅検査員の証)

第26条 条例第51条第3項に規定する身分を示す証票は、改良住宅検査員証(様式第35号)とする。

(釜石市改良住宅管理人の委嘱)

第27条 市長は、[条例第50条第5項](#)の規定に基づき改良住宅管理人(以下「管理人」という。)を改良住宅に居住する者のうちから委嘱する。

2 管理人の管理すべき住宅及び区域は、市長が定める。

(解任)

第28条 市長は、管理人が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、管理人の職を解く。

- (1) 改良住宅から退去し、入居者の資格を失ったとき。
- (2) 心身の故障等により、管理人の職務の遂行が困難と認められるとき。
- (3) その他、市長が管理人として不適切と認めたとき。

(職務)

第29条 管理人は、住宅監理員の指揮のもと、次の職務を行う。

- (1) 改良住宅及び共同施設の管理
- (2) 入居者に対する連絡
- (3) 災害予防のために必要な事項の連絡等

(敷地の目的外使用)

第30条 [条例第52条](#)に規定する使用の許可及びその処分は、[釜石市行政財産使用料条例\(昭和42年釜石市条例第28号\)](#)により行うものとする。

(補則)

第31条 この規則に定めるもののほか、その施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の釜石市営住宅管理規則(昭和37年釜石市規則第18号。以下「旧規則」という。)の規定により改良住宅に入居している者は、この規則の規定により改良住宅に入居している者とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により改良住宅駐車場を利用している者は、この規則の規定により改良住宅駐車場を使用している者とみなす。

附 則(平成11年3月11日規則第6号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の釜石市営住宅管理規則の規定、第2条の規定による改正後の釜石市改良住宅管理規則の規定及び第3条の規定による改正後の釜石市コミュニティ住宅管理規則の規定は、平成12年10月1日から適用する。

附 則(平成15年3月28日規則第3号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年2月1日規則第1号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日規則第11号の4)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日規則第5号の3)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日規則第6号の5)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和8年4月1日規則第23号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第24条関係)駐車場

名称	所在地	設置年度	台数	使用料(1台当たり月額)
ニュータウン改良住宅駐車場	釜石市大字平田第2地割25番142	平成4年度	32台	2,000円

様式第1号(第2条関係)

改 良 住 宅 入 居 資 格 承 認 申 請 書

年 月 日

釜石市長 宛て

申請者 住 所
氏 名

改良住宅に入居資格の承認を得たいので、釜石市改良住宅管理条例第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

また、申請者及び同居しようとする親族は暴力団員ではなく、このことについて、市長が警察署長に照会することに同意します。

なお、この申請書の内容が事実と相違するときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。

(申請理由)

様式第2号(第2条関係)

改 良 住 宅 入 居 資 格 承 認 通 知 書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

年 月 日付けで申請のあった改良住宅の入居資格を承認したので、釜石市
改良住宅管理条例第5条第3項の規定により通知します。

様式第3号(第2条関係)

改良住宅入居資格不承認通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

年 月 日付けで申請のあった改良住宅の入居資格は、次の理由により不承認と決定したので、釜石市改良住宅管理条例第5条第3項の規定により通知します。

(不承認の理由)

- 1 審査請求について
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、釜石市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日
- の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、釜石市を被告として(訴訟において釜石市を代表する者は釜石市長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第3条関係)

(表)

改 良 住 宅 入 居 申 請 書

年 月 日

釜石市長 宛て

申請者 住 所
氏 名
電話番号(自 宅)
(勤務先)

改良住宅に入居したいので、次のとおり申請します。
また、申請者及び同居しようとする親族は暴力団員ではなく、このことについて、市長が警察署長に照会することに同意します。
なお、この申請書の内容が事実と相違するときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。

入 居 希 望 住 宅				受付番号	※	
区 分	フリガナ氏名	続柄	生 年 月 日	勤務先・職業	収 入 の 有 無	障 害 の 等 級 等
入居しようとする者		本人			有 ・ 無	
					有 ・ 無	
					有 ・ 無	
					有 ・ 無	
					有 ・ 無	
					有 ・ 無	
扶養親族であって入居しない者					有 ・ 無	
					有 ・ 無	
					有 ・ 無	

住宅困窮事情(最も住宅に困窮していると感じている事項を選び、番号を○で囲んでください。)	1 住宅以外の建物等に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な建物に居住している。 2 住宅がないため、親族と同居できない。 3 間取り又は世帯構成から同居生活に不適当な住宅に居住している。 4 正当な立ち退きの要求を受けている。 5 遠距離通勤(片道所要時間__時間__分)をしている。 6 収入に比して家賃が過重である。 7 婚約中であるが結婚後の住宅がない。 8 その他()
--	---

(裏)

現在居住している住宅等の状況	1 自己所有住宅	2 親族の所有住宅	3 借家	4 間借り
	家賃月額	円		

自動車の所有状況	普通自動車 台	小型自動車 台	軽自動車 台
現住居案内図(現住居の位置について目標となるものを記入してください。)			

(備考)

- 1 受付の際は、この申請書に記載された内容及び住宅困窮状況の詳しいことについてお伺いしますので、本人又は家族の方がおいでください。郵送による申込みの受付はいたしかねます。
- 2 この申請書及び添付書類に記載された内容に虚偽のある場合又はその他入居資格を欠くに至ったときは、申込みを無効としますので、あらかじめ御承知ください。
- 3 ※印の欄は、記入しないでください。

収入金額 合計	※	円	所得金額 合計(A)	※	円
控除額	同居者および別居の扶養親族	380,000円×	人	※	円
	70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族	100,000円×	人	※	円
	特定扶養親族	200,000円×	人	※	円
	障害者	270,000円×	人	※	円
	特別障害者	400,000円×	人	※	円
	寡婦・寡夫	円×	人	※	円
合計(B)				※	円

収入認定額{(A)-(B)}÷12	家賃の額(月額)
※ 円	※ 円

様式第5号(第3条関係)

改良住宅入居決定通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長



あなたを改良住宅の入居者として決定したので、次のとおり通知します。

改 良 住 宅 の 名 称		住宅番号	
改 良 住 宅 の 所 在 地		釜石市	
収 入 認 定 額		円	
家 賃 の 額 (月 額)		円	
入 居 者 及 び 同 居 者	氏 名	続 柄	生 年 月 日
		本 人	
入 居 条 件			

様式第6号(第5条関係)

改 良 住 宅 入 居 請 書

年 月 日

釜石市長 宛て

入 居 者 住 所
氏 名
電話番号



緊急連絡人 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号
入居者との関係
勤務先



改良住宅の 名 称		住宅番号	
改良住宅の 所 在 地	釜石市		
入居者氏名			

年 月 日付けで入居者として決定された上記改良住宅の使用については、
釜石市改良住宅管理条例及び釜石市改良住宅管理規則を遵守するとともに、改良住宅監理
員の指示に従います。

様式第7号(第5条関係)

改 良 住 宅 入 居 指 定 日 通 知 書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

年 月 日付けで入居者として決定した改良住宅の入居日を、次のとおり指定します。

改良住宅の 名称		住宅番号	
改良住宅の 所在地	釜石市		
入居指定日	年 月 日		

備考

- 1 入居指定日から起算して15日以内に入居してください。
 この期間内に入居できない事情があるときは、その旨を申し出てください。
 なお、正当な理由がなく入居しないときは、入居の決定を取り消すことがあります。
- 2 家賃は、入居指定日から算定されます。

様式第8号(第6条、第11条関係)

改良住宅緊急連絡人変更届

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
改良住宅名
氏 名
電話番号

釜石市改良住宅管理規則第6条の規定により、下記のとおり改良住宅緊急連絡人に変更がありましたので、届け出ます。

記

変更事項	☐ 緊急連絡人の変更 ☐ 記載情報の一部変更		
住 所			
フリガナ 氏 名		入居者との 関係	
電話番号			
勤 務 先			
備 考			

※緊急連絡人となる方の本人確認書類(運転免許証など)を添付してください。
※電話番号は、日中連絡が取りやすいものを記入してください。

様式第10号(第8条関係)

改 良 住 宅 同 居 承 認 申 請 書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
改良住宅名
氏 名
電話番号

改良住宅への同居について承認を得たいので、次のとおり申請します。

また、入居者及び同居しようとする親族は暴力団員ではなく、このことについて、市長が警察署長に照会することに同意します。

なお、この申請書の内容が事実と相違するときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。

現 住 所					
フリガナ氏名	入居者との続柄	生 年 月 日	勤務先又は 学 校 名	年 間 収 入 (円)	
理 由					

添付書類

- 1 入居者との関係を証することのできる戸籍の抄本又は謄本
- 2 同居させようとする者の住民票の写し
- 3 同居させようとする者の収入の額を証する書類

様式第11号(第8条関係)

改 良 住 宅 同 居 承 認 書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

年 月 日付けで申請のあった改良住宅への同居について、次のとおり承認したので通知します。

改良住宅の名称		住宅番号	
新たに同居する者	氏 名	入居者との続柄	生 年 月 日
承認の条件			

様式第12号(第9条関係)

改 良 住 宅 同 居 者 異 動 届

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
改良住宅名
氏 名
電話番号

同居者に異動があったので、次のとおり届け出ます。

異 動 年 月 日	年 月 日			
異 動 事 由	出生・死亡・婚姻・養子縁組・転出・転居 その他()			
フリガナ 異 動 者 氏 名	入居者との続柄	生 年 月 日	勤務先又は 学 校 名	年 間 収 入 (円)

添付書類 異動を証する書類(住民票の写し等)

改良住宅入居承継承認申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

申請者 住 所
改良住宅名
氏 名
電話番号

改良住宅の入居の継承について承認を得たいので、次のとおり申請します。

また、入居の継承者及び同居している親族は暴力団員ではなく、このことについて、市長が警察署長に照会することに同意します。

なお、この申請書の内容が事実と相違するときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。

[illegible]

改良住宅入居承継承認書

年 月 日

釜石市長



改良住宅の名称		住宅番号	
承継者及び同居者	氏 名	続 柄	生 年 月 日
		本 人	
承認の条件			

様式第15号(第13条関係)

改良住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

申請者 住 所
改良住宅名
氏 名
電話番号

改良住宅の家賃(敷金)の減免(徴収猶予)を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分	納 付 す べ き 金 額	減 免 (徴 収 猶 予) を 受けようとする金額	減 免 (徴 収 猶 予) を 受けようとする期間		
家賃の額 (月 額)	円	円	年 月から 年 月まで		
敷 金	円	円	年 月から 年 月まで		
理 由					
申請者及び同居者の状況	氏 名	続 柄	生 年 月 日	勤 務 先 等	年間の収入 (円)
		本 人			

備考 申請の理由の事実を証する書類を添付してください。

様式第16号(第13条関係)

改良住宅家賃(敷金)減免(徴収猶予)承認通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

年 月 日付けで申請のあった改良住宅の家賃(敷金)の減免(徴収猶予)については、次のとおり承認したので通知します。

改良住宅の名称				住宅番号	
区 分	減 免（徴収猶予） 前の金額	減 免（徴収猶予） をする金額	差引納付額	減免（徴収猶予） をする期間	
家賃の額 （月 額）	円	円	円	年 月から 年 月まで	
敷 金	円	円	円	年 月から 年 月まで	
承認の条件					

様式第17号(第14条関係)

改 良 住 宅(駐 車 場)不 使 用 届

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
改良住宅名
氏 名
電話番号

改良住宅(駐車場)を使用しないので、次のとおり届け出ます。

使用しない改良住宅 (駐車場の区画)	住宅 号 (番)
使 用 し な い 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	
使用しない期間の連絡先	
備 考	

様式第18号(第15条関係)

改良住宅用途外使用承認申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
改良住宅の名称
氏 名
電話番号

改良住宅の一部を住宅以外の用途に使用することについて承認を得たいので、次のとおり申請します。

改 良 住 宅 の 名 称	
用 途	
理 由	
期 間	
住宅以外の用途に使用する部分の見取図(住宅以外の用途に使用する部分は、朱書きしてください。)	

様式第19号(第15条関係)

改良住宅用途外使用承認通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

年 月 日付で申請のあった改良住宅の一部を住宅以外の用途に使用することについては、次のとおり承認したので通知します。

改 良 住 宅 の 名 称	
用 途	
期 間	
住宅以外の用途に使用する部分の見取図	
条 件	

様式第20号(第16条関係)

改 良 住 宅 原 状 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
改良住宅名
氏 名
電話番号

改良住宅の原状の変更について承認を得たいので、次のとおり申請します。

原状変更の内容	模様替	増築	地形変更	工作物の設置
規模及び構造				
仕 様 の 概 要				
工 事 の 期 間	年	月	日から	年 月 日まで
理 由				

備考 設計図面等を添付してください。

様式第21号(第16条関係)

改良住宅原状変更承認通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

釜石市長 

年 月 日付けで申請のあった改良住宅の原状の変更について、次のとおり承認したので通知します。

改良住宅の名称		住宅番号	
原状変更の内容	模様替	増築	地形変更 工作物の設置
規模及び構造			
仕 様 の 概 要	(別紙設計図面のとおり)		
条 件	1 改良住宅の原状を変更することに要する一切の費用は、申請者の負担とすること。 2 申請者が当該住宅を明け渡すときは、申請者の負担において原状に回復し、又は撤去すること。 3 改良住宅の管理上この承認を取り消したときは、申請者の負担において原状に回復し、又は撤去すること。この場合において生じた申請者の損害について、市はこれを補償しない。 4 申請者は、上記の場合において損害の請求又は異議は一切申し立てないこと。		

様式第22号(第17条関係)

様式第22号(第17条関係)

収 入 申 告 書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
改良住宅名
氏 名
電話番号

年1月1日から 年12月31日までの収入を、関係書類を添えて、次のとおり申告します。

	氏 名	続柄	生 年 月 日	勤務先・職業	給与収入金額 (円)	公的年金額 (円)	給与以外の 所得金額(円)	障害の 等級等	寡 婦 寡 夫
入居者		本人							
同居者									
別居の 扶 養 親 族									

添付書類

- 1 年1月1日現在に居住していた住所を管轄する市区町村長が発行する所得証明書
- 2 入居者等が心身に障害を有している場合は、身体障害者手帳等の障害の程度を証する書類の写し

様式第23号(第18条関係)

改良住宅収入認定額通知書

文書番号
年 月 日

様

釜石市長 ㊟

あなたの収入の申告に基づき、収入の額を認定したので、改良住宅の毎月の家賃の額と併せて次のとおり通知します。

改良住宅の名称		住宅番号	
所得金額合計 (A)			円
控除額	同居者及び別居の扶養親族	380,000円× 人	円
	70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族	100,000円× 人	円
	特定扶養親族	200,000円× 人	円
	障害者	270,000円× 人	円
	特別障害者	400,000円× 人	円
	寡婦・寡夫	円× 人	円
合計 (B)			円
収入認定額 { (A) - (B) } ÷ 12			円

収入超過・高額所得	家賃の額 (月額)	適用開始年月
有 ・ 無	円	年 月

- 1 審査請求について
この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、釜石市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日
の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、釜石市を被告として(訴訟において釜石市を代表する者は釜石市長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第24号(第19条関係)

改良住宅収入超過者認定通知書

文 書 番 号
年 月 日

改良住宅の名称
様

釜石市長 印

あなたの世帯の収入認定額は釜石市改良住宅管理条例第33条第1項に規定する収入基準額を超えており、かつ、引き続き3年以上改良住宅に入居していることから、収入超過者として認定したので通知します。

なお、収入超過者として認定された者は、同条例第34条の規定により改良住宅を明け渡すよう努めなければなりませんので、その旨申し添えます。

収 入 認 定 額	収 入 基 準 額
円	円

- 1 審査請求について
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、釜石市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日
- の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 取消訴訟について
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、釜石市を被告として(訴訟において釜石市を代表する者は釜石市長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第25号(第19条関係)
改良住宅収入認定額(収入超過者認定)更正申出書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
改良住宅名
氏 名
電話番号

収入認定額(収入超過者認定)の更正を、次のとおり申し出ます。

理 由		
所得額の更正	更正前	円
	更正後	円
所得控除の更正	更正前	円
	更正後	円

備考 申出の理由の事実を証する書類を添付してください。

収 入 超 過	家 賃 の 額 (月額)	適 用 開 始 年 月 日
有 ・ 無	円	年 月 日

様式第27号(第20条関係)

改 良 住 宅 明 渡 届

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
改良住宅名
氏 名
電話番号

改良住宅を明け渡したいので、次のとおり届け出ます。

明 渡 予 定 年 月 日		年 月 日
移転先	住 所	
	電 話 番 号	
理 由 (該当する番号を○で 囲んでください。)		1 住宅の取得 2 他の賃貸住宅への移転 3 親族との同居 4 転勤 5 その他()

検査員記入欄	検 査 年 月 日	※ 年 月 日
	明 渡 年 月 日	※ 年 月 日

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

様式第28号(第20条関係)

敷 金 還 付 請 求 書

年 月 日

釜石市長 宛て

請求者 住 所
氏 名
電話番号



改良住宅の明渡検査が終了したので、次のとおり敷金の還付を請求します。

明 け 渡 す 改良住宅の名称		住宅番号	
請 求 金 額	円		
受 領 方 法	1 口座振替 2 直接受領(会計課窓口)		
金 融 機 関 名	種別	口 座 名 義 人	
銀行 本店 信用金庫 支 労働金庫 店 農業協同組合 支 岩手県信用漁業組合連合会	普通 当座		
	口 座 番 号		
受 領 委 任			

備考 受領方法が口座振替受領の場合において、請求者と口座名義人が異なるときは、
受領委任の欄に受領を委任する旨を記入してください。

様式第29号(第21条関係)

改良住宅駐車場使用申込書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
改良住宅名
氏 名
電話番号

改良住宅駐車場を使用したいので、次のとおり申し込みます。

自動車の使用者の氏名		入居者との続柄	
自動車保有の有無	有 ・ 無(年 月購入予定)		
保管場所の位置		区画番号	
自動車登録番号又は車両番号		車台番号	
車名	自動車の種別	総排気量又は定格出力	
		kw l	
車種名		車体の色	
大 き さ	長さ cm、幅 cm、高さ cm		

添付書類 運転免許証の写し、自動車検査証の写し

様式第30号(第21条関係)
改良住宅駐車場使用決定者通知書

文 書 番 号
年 月 日

住 所
改良住宅の名称
氏 名 様

釜石市長 

改良住宅駐車場の使用の申込みについて、あなたを使用者として決定したので、次の
とおり通知します。

自動車の使用者の 氏名		入居者との 続柄	
自動車の保管場所 の位置		区 画	
使 用 許 可 期 間	釜石市長の指定する日(年 月 日)から 返 還 日 まで		
駐 車 場 使 用 料	月 額 円		
自動車の登録番号又は車両番号	自動車の種別	車 名	

様式第31号(第22条関係)

改良住宅駐車場使用自動車変更届

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
改良住宅名
氏 名
電話番号

釜石市改良住宅管理規則第22条の規定により、使用する自動車を変更したので届け出ます。

使用許可区画番号			
自 動 車 の 種 別			
車 名		総排気量又は 定 格 出 力	kW l
車 種 名		車 体 の 色	
自動車の登録番号 又は車両番号			
自 動 車 の 使 用 者		入居者との続柄	

※ 添付書類 自動車検査証の写し

様式第32号(第23条関係)

改良住宅駐車場使用許可証明書交付申請書

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
改良住宅の名称
氏 名
電話番号

釜石市改良住宅管理規則第25条第1項の規定により、改良住宅駐車場使用許可証明書の交付を申請します。

証 明 書 の 用 途	
住 宅 名 及 び 住 宅 番 号	住宅 号
駐 車 場 の 名 称	改良住宅駐車場
駐 車 場 の 位 置	釜石市
使 用 区 画 番 号	番
使用許可年月日	年 月 日

様式第33号(第23条関係)

改良住宅駐車場使用許可証明書

年 月 日

様

釜石市長 

自動車の保管場所として、次のとおり使用を許可していることを証明します。

使 用 者	住所
	氏名
駐 車 場 の 名 称	改良住宅駐車場
駐 車 場 の 位 置	釜石市
使用許可区画番号	番
使 用 許 可 期 間	年 月 日 から 返還日 まで

様式第34号(第25条関係)

改 良 住 宅 駐 車 場 明 渡 届

年 月 日

釜石市長 宛て

入居者 住 所
改良住宅名
氏 名
電話番号

改良住宅駐車場を明け渡したいので、次のとおり届け出ます。

自 動 車 の 使 用 者 の 氏 名		入居者との 続 柄	
保管場所の位置		区 画 番 号	
明 渡 年 月 日	年 月 日		

様式第35号(第26条関係)
(表)

第	号
改良住宅検査員証	
所属	釜石市 課
職名	
氏名	
年	月 日生
釜石市改良住宅管理条例第51条第3項 に規定する改良住宅検査員であることを 証明する。	
年	月 日
釜石市長	印

(裏)

釜石市改良住宅管理条例 (抜粋) (立入検査)
第51条 市長は、改良住宅の管理上必要 があると認めるときは、改良住宅監視 員若しくは市長の指定した者に改良住 宅の検査をさせ、又は入居者に対して 適当な指示をさせることができる。
2 前項の検査において、現に使用して いる改良住宅に立ち入るときは、あら かじめ、当該改良住宅の入居者の承諾 を得なければならない。
3 第1項の規定により検査に当たる者 は、その身分を示す証票を携帯し、関 係者の請求があったときは、これを提 示しなければならない。